

屋外タンク貯蔵所等の内部開放点検板厚測定概要（その1）

（容量 1,000kl 以上のタンク用）

試験箇所	材質	板厚		試験結果概要	補修対象箇所数	区分				
		設計板厚 mm	基準板厚※ mm			新法	第1段階	新基準	旧基準	
フェニル板				1 内面の孔食が設計板厚の 20%以上の箇所又は深さが 2mm 以上の箇所		○	○	○	○	
				2 告示第 4 条の 17 に規定する基準板厚から板厚の減少が 3mm を超える箇所		○	○			
				3 残存最小板厚が t 値未満の箇所				○	○	
				4 詳細測定Ⅱにおける測定板厚平均値が告示第 4 条の 17 に規定する基準板厚の 80%以下の箇所		○	○			
				5 詳細測定Ⅱにおける測定板厚平均値が設計板厚の 80%以下の箇所					○	○
				6 過去の腐食率から次期内部開放点検時における実板厚が告示第 79 条に規定する保有水平耐力を満足しない箇所		○	○	○	○	
底板				1 内面の孔食が設計板厚の 20%以上の箇所又は深さが 2mm 以上の箇所		○	○	○	○	
				2 告示第 4 条の 17 に規定する基準板厚から板厚の減少が 3mm を超える箇所		○	○			
				3 残存最小板厚が t 値未満の箇所				○	○	
				4 詳細測定Ⅱにおける測定板厚平均値が告示第 4 条の 17 に規定する基準板厚の 80%以下の箇所		○	○			
				5 詳細測定Ⅱにおける測定板厚平均値が設計板厚の 80%以下の箇所					○	○
側板				1 内外面の孔食が設計板厚の 20%以上の箇所又は深さが 2mm 以上の箇所		○	○	○	○	
				2 過去の腐食率から次期内部開放点検時における板厚が告示第 4 条の 21 に規定する最小必要板厚（腐れ代は含まない）未満の箇所		○	○			
				3 過去の腐食率から、次期内部開放点検時における板厚が告示第 78 条の規定を満足しない箇所					○	○
				4 残存最小板厚が 3.2mm 未満の箇所				○	○	○
				5 詳細測定の平均板厚が告示第 4 条の 17 に規定する基準板厚の 80%以下の箇所		○				

- 備考 1 ※印は、新法タンク及び第1段階基準（側板を除く）のみ記入すること。
 2 補修対象箇所数の欄は、区分の○印のタンクのみ記入すること。